

令和3年第8回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年8月30日(月) 午後1時35分		
出席委員 (19名)	1番	二月田 努	
	2番	中 園 真 一	
	3番	相 良 悟	
	4番	鎌 田 陽 一	
	5番	中 村 優 志	
	6番	田 代 一 友	
	7番	松 下 さえ子 (会長職務代理者)	
	8番	有 村 啓 太	
	9番	東 鶴 昭 雄	
	10番	上 原 雄 二	
	11番	清 水 和 子	
	12番	岡 村 勝 敏	
	13番	山之内 悟	
	14番	笹 峯 久 雄	
	15番	大 山 茂 美	
	16番	長 崎 恵里子	
	17番	今 村 浩 一	
	18番	常 盤 信 一	
	19番	槐 島 睦 夫 (会 長)	
欠席委員 ( 名)			
事 務 局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作	次長兼グループ長 古江 洋一	サブリガー 有村 真一
	サブリガー 中村 真貴子	主 査 剥岩 泰三	主任主事 水迫 時巳
	主 事 鶴瀬 祐樹		
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定)の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について</p>		

開会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それではさっそく第8回霧島市農業委員会総会を開催いたしますが、皆さんもご存知のとおり、本市は「まん延防止重点措置の区域指定」を受け、その期間は8月20日から9月12日までとなっています。本日の総会につきましては、マスク着用、窓の換気を施すなど感染防止対策を実施していますが、県内の感染者が大変多く、本市においても飲食店での新たなクラスターが発生するなど、いっどこで感染するかわからない状況となっております。本日の総会につきましては、感染防

	<p>止対策として感染の原因となる飛沫の抑制を図るため、調査された担当委員からの報告は求めず、一括して事務局から申請内容の説明を行うこととします。事務局からの説明終了後、皆様から現地調査時の補足や質疑を受けた後、挙手にて裁決したいと考えております。</p> <p>つきましては、今回に限りコロナの感染予防対策を考慮した審議方法となりますので、ご理解をお願いします。また、農地法等の勉強会も総会後に実施する予定でありましたが、長時間の個室での会議であることから、できるだけ短時間で終了することが感染予防に繋がると考えておりますので、コロナの感染状況が落ち着いてきた頃に実施して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは総会に入ります。本日の出席農業委員は、19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。</p> <p>本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。</p> <p>議事に入る前に議案の修正等ありましたら、報告をお願いします。事務局。</p>
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂くことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は9番委員と10番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長が出席した会議等について報告]
議長（会長）	はい、それではさっそく議事に入ります。

#### △ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されましたので、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	<p>議案第1号農地利用変更届の1番について報告します。</p> <p>本申請は畑として利用するものである。工事内容は盛土を30cmとし、周囲は現況どおりとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	はい、只今事務局の説明が終わりました。この説明について、現地調査時の補足説明はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	他に皆さんからご意見、ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議がない方の挙手を求めます。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

#### △ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について

議長（会長）	<p>次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は利用権設定39件、中間管理権の設定36件の計75件について、市長よ</p>
--------	--

	り意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が20件提出されております。これらにつきましては、各地区で開催された農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の利用権設定39件、筆数71筆、面積147,667㎡、中間管理権の設定36件、筆数47筆、面積51,837㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ありませんので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請7件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは一括して事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第3号、農地法3条申請について説明いたします。まず1番ですが、空き家バンクに付随する農地の取得となります。空き家を改築して居住する意思があります。この申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されておらず、受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、権利取得後の耕作予定面積は793㎡ですが、空き家バンクに付随する農地のため農地法施行規則第17条第2項の下限面積要件を満たしています。農地法第3条第2項の各号への該当はないと思われま</p> <p>次に2番です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておらず、受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,277㎡で下限面積要件を満たしています。農地法第3条第2項の各号への該当はないと思われま</p> <p>次に3番です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておらず、受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、権利取得後の耕作予定面積は6,031㎡で下限面積要件を満たしています。農地法第3条第2項の各号への該当はないと思われま</p> <p>次に4番です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておらず、受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、権利取得後の耕作予定面積は2,272㎡で下限面積要件を満たしています。農地法第3条第2項の各号への該当はないと思われま</p> <p>次に5番です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておらず、受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、権利取得後の耕作予定面積は2,362㎡で下限面積要件を満たしています。農地法第3条第2項の各号への該当はないと思われま</p> <p>次に6番です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておらず、受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、権利取得後の耕作予定面積は52,723㎡で下限面積要件を満たしています。農地法第3条第2項の各号への該当はないと思われま</p> <p>次に7番です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておらず、受人の※※さんは本申</p>

	請地を障害者が農作業をとおしてリハビリを行えるよう利用し、社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するように取得するものです。農地法施行令第2条の不許可の例外にあたり農地法第3条第2項の各号への該当はないと思われます。以上です。
議長（会長）	はい、只今事務局の説明が終わりました。この説明について、現地調査時の補足説明はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	他に皆さんからご意見、ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	<p>議案第4号、農地法第4条申請について説明いたします。まず1番です。転用目的は駐車場を建設するもので、令和3年7月27日に農振除外の公告を受けており、農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われます。計画性も妥当であり、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に2番です。転用目的は駐車場を建設するもので、既に造成されていますが、平成6年12月21日付けで一般住宅として許可を受けています。造成後、住宅建設が白紙になり、現在にいたるとの経緯書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。また隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は468.4㎡です。計画性も妥当であり、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に3番です。転用目的は山林にするもので、平成27年2月頃植林してしまったとの始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われます。計画性も妥当であり、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に4番です。転用目的は山林にするもので、令和3年7月27日に農振除外の公告を受けており、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われます。計画性も妥当であり、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。以上で説明を終わります。</p>
議長（会長）	はい。事務局からの説明が終わりました。只今の説明について現地調査時の補足説明はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ほかに皆さんからご意見、ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第

	4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、9月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が27件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは一括して事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	<p>議案第5号、農地法第5条申請について説明いたします。まず1番です。転用目的は建売住宅1棟を建築するもので、令和3年7月27日に農振除外の公告を受けており、農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、計画性も妥当であり、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に2番です。転用目的はドッグラン、動物ふれあい広場、駐車場を建設するもので、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、また隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は3,774.05㎡です。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に3番です。転用目的は駐車場を建設するもので、平成23年頃、一部造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に4番です。転用目的は現場事務所2棟、倉庫2棟、仮設トイレ2棟、駐車場を建設するもので、農地区分は1種農地の一時転用に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。一時転用の期間は、令和3年9月15日から令和4年6月30日までで、一時転用終了後は、農地へ復元する計画です。</p> <p>次に5番です。転用目的は工事ヤードにするもので、農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。一時転用の期間は、令和3年9月15日から令和6年8月31日までで、一時転用終了後は、農地へ復元する計画です。</p> <p>次に6番です。転用目的は駐車場にするもので、農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に7番です。転用目的は駐車場を建設するもので、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に8番です。転用目的は資材置場を建設するもので、農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p>

次に9番です。転用目的は山林にするもので、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に10番です。転用目的は駐車場を建設するもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に11番です。転用目的は共同住宅1棟を建設するもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に12番です。転用目的は一般住宅を建設するもので、農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に13番です。転用目的は山林にするもので、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に14番です。転用目的は太陽光発電施設を建設するもので、令和3年7月27日に農振除外の公告を受けており、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たします。

次に15番です。転用目的は資材置場を建設するもので、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されています。また、令和3年7月27日に農振除外の公告受けおり、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、隣接する原野、宅地、山林を一体利用するもので、全体計画面積は4,627.72㎡です。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に16番です。転用目的は貸店舗1棟を建設するもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われ、隣接する宅地と雑種地を一体利用するもので全体計画面積は1,654.83㎡です。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に17番です。転用目的は貸駐車場を建設するもので、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に18番です。転用目的は宅地分譲2区画を建設するもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に19番です。転用目的は宅地分譲3区画を建設するもので、平成24年頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

次に20番です。転用目的は共同住宅1棟と駐車場を建設するもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われ、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。

	<p>次に21番です。転用目的は一般住宅を建築するもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に22番です。転用目的は駐車場を建築するもので、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に23番です。転用目的は建売住宅9棟を建設するもので、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に24番です。転用目的は宅地分譲3区画を建設するもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に25番です。転用目的は一般住宅1棟を建設するもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に26番です。転用目的は駐車場を建設するもので、農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われます。隣接する原野を一体利用するもので、全体計画面積は390㎡です。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。</p> <p>次に27番です。を報告します。転用目的は宅地拡張をするもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、転用のその他一般基準も満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	はい、只今事務局の説明が終わりました。只今の説明について、現地調査時の補足説明はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	他に皆様からご意見、ご質疑はございませんか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい。6番委員。
6番委員	目標物と方位ぐらひは説明してほしいです。どこのことか分かりづらいです。
事務局	本日は、本市がまん延防止重点措置区域指定を受けたことから、飛沫防止対策としてこれまでの委員の報告形式を事務局からの一括説明形式へ変更いたしました。報告の内容につきましては、次回も同様な状況下であれば、詳しい内容で説明するよう検討していきたいと思ひます。
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、9月6日開催の鹿兒島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第6号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転
--------	---

	用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので審議を求めます。それでは、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	1番です。転用目的は一般住宅と通路を建設するもので、農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。周囲の農地の用水路・排水路は確保されています。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われます。以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。只今の説明について、現地調査時の補足説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	皆さんからご意見、ご質疑はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。
議長（会長）	以上で、令和3年第8回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、令和3年第8回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14時20分

9番 \_\_\_\_\_

10番 \_\_\_\_\_

19番 \_\_\_\_\_